

令和7年度第10回農業委員会総会議事録

開会月日	令和8年1月26日(月)		開議の時刻	午前10時10分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前10時28分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	欠 席
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	出 席
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	欠 席
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	出 席
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	唐 子	小澤 謙一	〃		奥泉 隆	〃
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第1号 農地法第3条 の規定による 許可申請承認 の件</p> <p>議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記2名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>6番 藤野 香織 委員    7番 鹿田 明 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1番の申請について</p> <p>大岡地区・高橋委員より、1番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、鶴ヶ島市に在住した故人の相続財産清算人である申請人（渡人）が、大字大谷地内に管理する農地（畑1筆）を、受人は当該地にて耕作をするため、渡人は相続財産清算人として処分のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、兄の農地の耕作を手伝っていて農業の経験があり、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1番の申請について、高坂4丁目在住の申請人（受人）より、元宿2丁目在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

<p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、比企郡小川町在住の申請人(受人)より、大字上野本在住の申請人(渡人)が、大字上野本地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について 農業委員の鹿田委員と関根委員と杉浦委員、農地利用最適化推進委員の栗原委員と加島委員と小峰委員と今井委員が議事参与の制限に該当した。 議長は市農政課に説明を求めた。 市農政課より、説明の前に、9 月総会で承認された農地のうち、4 筆について耕作者の都合により地権者合意の上で取り下げられた旨の報告がなされた。 市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更申出について協議の件</p>	<p>議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更申出について協議の件について 議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の変更の申出があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。</p> <p>(1) 農用地区域からの除外案件 1 番の事案について 大岡地区・高橋委員より、1 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないと報告がなされた。</p> <p>2 番から 5 番の事案について 唐子地区・荒川委員より、2 番から 5 番の事案について、</p>

報告事案  
農業委員会会  
長専決規定に  
よる農地法に  
基づく届出報  
告の件

申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

6番から12番の事案について

高坂地区・鹿田委員より、6番から12番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ない、との報告がなされた。

13番から14番の事案について

野本地区・杉浦委員より、13番から14番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

事務局報告案件

議長は事務局に説明を求める。

農地法第3条の3権利取得届出報告の件  
事務局から説明が行われ、3件を確認する。

農地法第4条転用届出報告の件  
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農地法第5条転用届出報告の件  
事務局から説明が行われ、2件を確認する。

農地所有適格法人の報告の件  
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

解除条件付貸借にかかる報告の件  
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和8年2月25日(水)  
午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前10時28分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第10回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年2月25日

議長 久保田 節子

委員 藤野 香織

委員 鹿田 明